

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 一級河川 平野川 浄化ポンプ場ポンプ設備改修工事

本工事は、平野川浄化ポンプ場のポンプ設備において、分解整備等の改修を行うものである。

1. 随意契約理由

平野川浄化ポンプ場は、平野川分水路に放流している大阪市平野下水処理場の高度処理水の一部を平野川に導水し、平野川の水質改善及び維持用水の確保を行うための河川環境対策施設である。今回改修する当該設備は、処理水を平野川に送水するための重要な設備であり、特に昨年度からは、浄化効果を最大限に発揮することを目的として、1日8時間送水から24時間連続送水に増やしていることから、常にその状態を良好に維持する必要がある。

本工事の対象及び主な内容は、高い信頼性と安定した機能確保のために、送水施設の主要機器である主ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、本工事の実施に際しては、その機能、構造に精通し、当該設備の詳細な設計資料、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力を保有していることが求められ、かつ交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要とされる。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行った株式会社荏原製作所以外には不可能であることから、同社大阪支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。